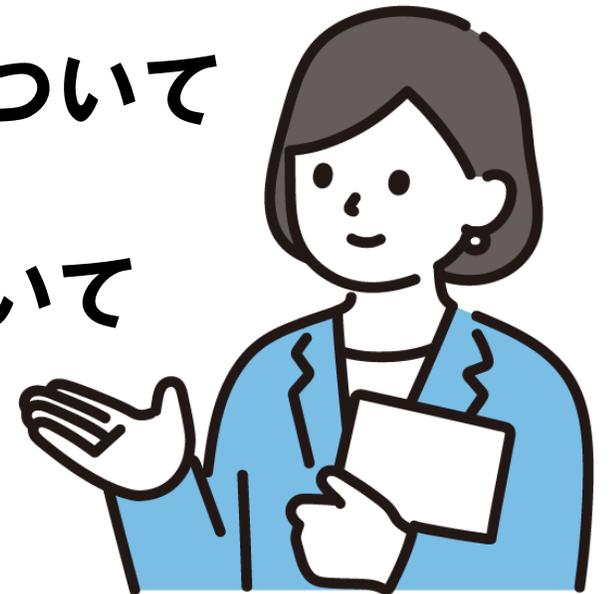


障害者グループホームってどんなところ？ ～制度について知ろう～

海匝圏域障害者グループホーム等支援ワーカー
鈴木 佑佳

本日、お話すること

1. 障害者グループホームについて
2. 千葉県内のグループホーム設置状況について
3. 障害者グループホーム等支援事業について



障害者グループホームについて

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称:障害者総合支援法)に位置付けられた、障害福祉サービスの1つ。
正式には、「共同生活援助」といいます。**

※サービス概要

⇒共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

障害のある方が、地域で普通の暮らしをする『お家』です。

入居者について

「共同生活援助」という障害福祉サービスの支給が決定した人。

○対象

①知的障害者 ②精神障害者 ③身体障害者 ④難病者

※障害支援区分の基準は無いため、1～6まで幅広い方々が利用しています。

自閉症や高次脳機能障害、重度の身体障害者なども利用しています。

○年齢

18歳以上65歳未満の方。但し、17歳以下でも児童相談所が利用を認めている場合や65歳までに障害福祉サービスを利用していた方は、65歳を過ぎても利用している場合があります。

どんな家に住んでいるか

・家は、戸建て・アパート・マンションなど、色々あります。

※消防法の基準により、それぞれに自動火災報知機やスプリンクラーの設備が付いています。

・1人1人にお部屋※があり、トイレ・キッチン・お風呂などは共同で使います。

※本来は4.5畳であるが、千葉県では、個室は6畳以上を推奨しています。

・入居者同士が交流を図れるスペース(リビング・食堂)が設けられています。

グループホームの外観(例)



2階建て1軒家

アパート





平屋

グループホームの内観(リビング、共有スペース)



グループホームの内観(キッチン)



グループホームの内観(お風呂)



足腰や体の不自由な方でも入浴出来る様に、手すりや背もたれのある椅子を用意している場合があります。

グループホームの内観(洗面所、トイレ)

洗濯機・乾燥機は、
順番に使用しています。
洗剤・柔軟剤は、自分の
好みの物を使っています。



○自分の部屋について

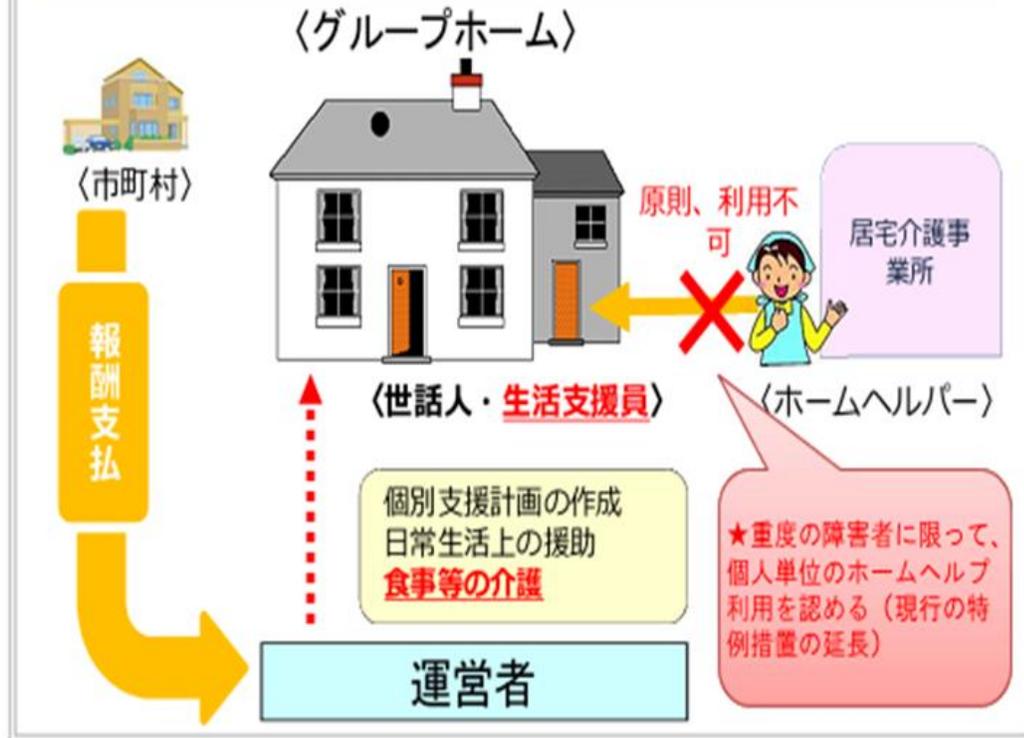
- 和室、洋室それぞれあります。一軒家タイプだと、1階、2階の部屋などもあります。
- 同じグループホームでも、部屋によって家賃が変わることもあります。
- 部屋の広さ、形、クローゼットの有無もそれぞれです。
- テレビやゲーム機等、持ち込めます。小型冷蔵庫やポットなどは、ホームによって持ち込み可能か相談が必要です。
- Wi-Fi等ネット環境の整備はされていないホームもあるので、必要な場合は必ず確認しましょう。
- エアコンは設置されていることが多いですが、自分で用意するホームもあります。
- その他、ベッドやタンスなど自分で用意します。
- 飲酒、喫煙はホームによって対応が様々です。
- 外出、外泊はホームによってルールが様々です。門限があるホームもあります。

**⇒ホームによってルールや部屋の様子、家具の設置の有無も様々です。
希望する部屋のイメージが具体的にないと探しやすいです。**

サービスの仕組み

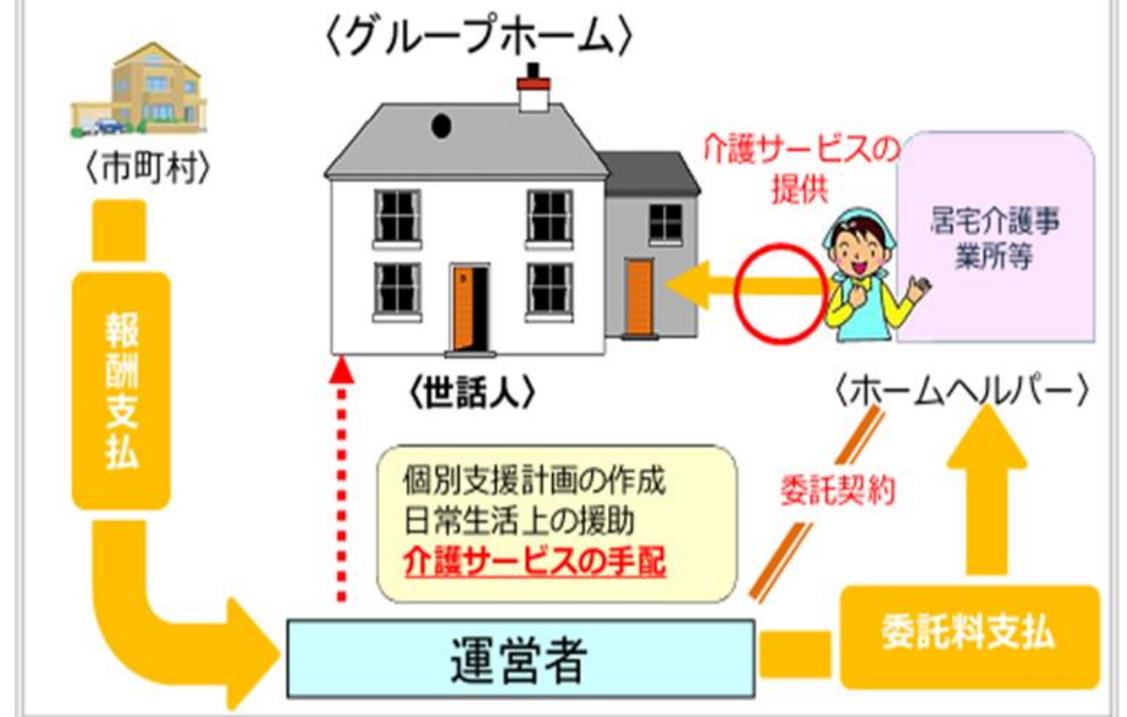
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に当該事業所の従業員が提供。
- ★利用者の状態に応じて、介護スタッフ（生活支援員）を配置。

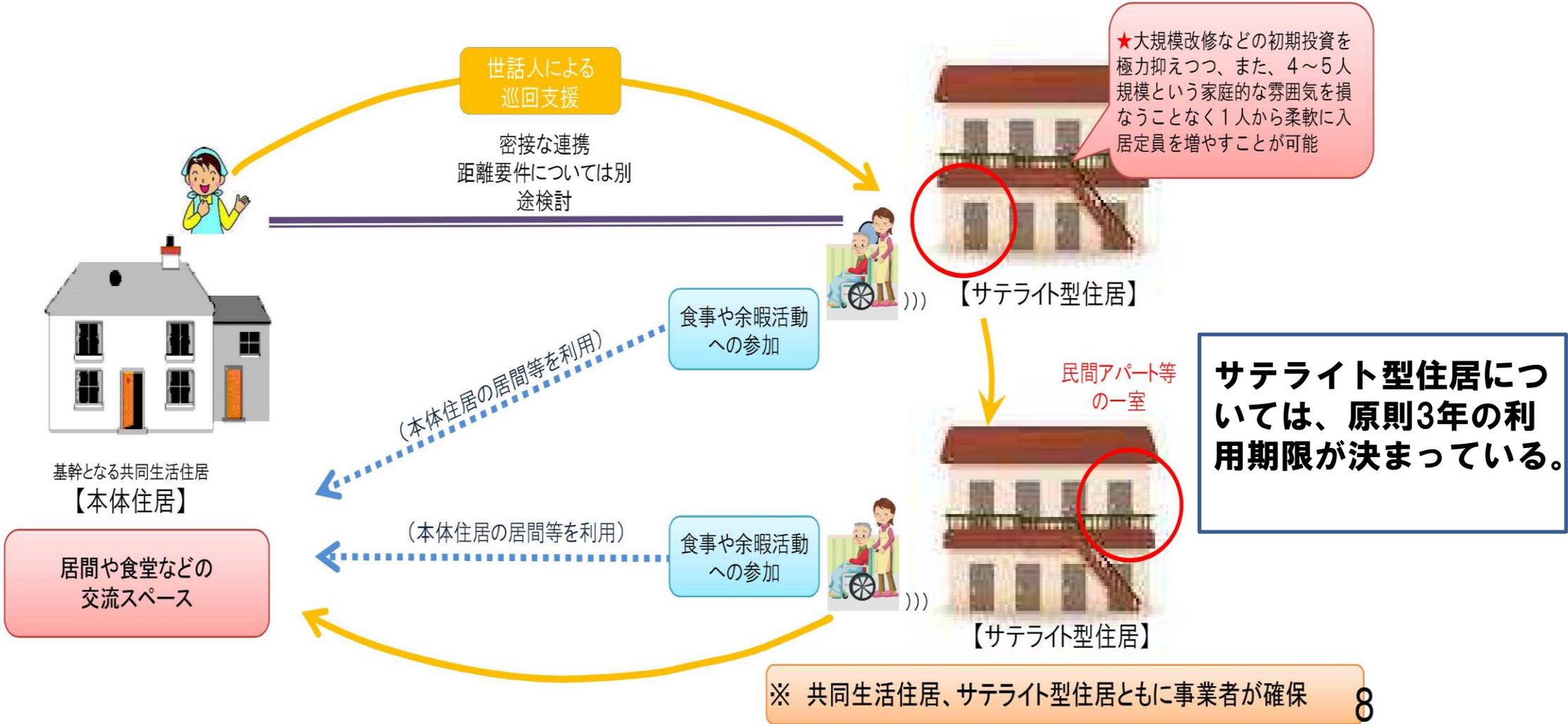


外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。
- ★介護スタッフ（生活支援員）については配置不要。

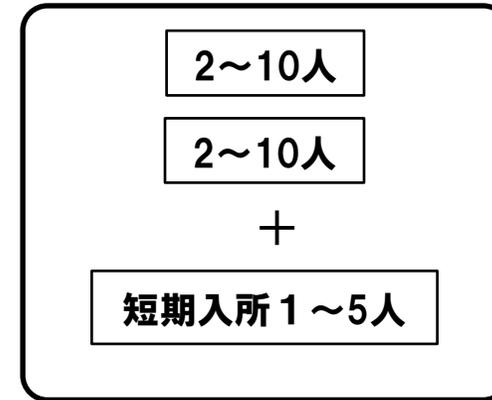


サービスの仕組み（サテライト型）



サービスの仕組み（H30年4月より）

【日中サービス支援型】



※障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された新たなサービス類型。短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供する。

グループホームで働く人とは？

職名	役割
管理者	事業所の従業者及び業務管理、その他の管理を一元的に行います。
サービス 管理責任者	個別支援計画の作成、日中活動場所や関係機関との連絡や調整などを行い、入居者の支援方法を考えます。
世話人	食事作りや生活上の相談、健康管理など日常生活の援助を行います。
生活支援員	食事や入浴、排せつなどの直接的な介護を行います。

どんな支援が受けられるの？

項目	支援内容
食事	朝食と夕食は、世話人さんが作ってくれるホームが多いです。昼食は、それぞれの日中活動場所で食べたり、自分で用意（お弁当を買ったり、作ったものを持って行ったりなど）したりします。
掃除・洗濯	部屋の掃除は、自分で行います。また、洋服も自分で洗濯、干す、畳みます。自分で行うことが難しい場合は、世話人さんが手伝います。
夜間	世話人さんが泊まっているホームもあれば、見回り・電話対応のホームもあります。
その他	お小遣い管理や通院同行等の様々な支援が受けられる場合があります。

グループホームでの1日の流れ



- 7 : 0 0 起床、朝食
- 8 : 0 0 日中活動の準備
- 9 : 0 0
- ~ 1 5 : 0 0 日中活動へ
- 1 6 : 0 0 帰宅
- 1 7 : 0 0 入浴、洗濯
- 1 8 : 0 0 食事
- 1 9 : 0 0 ~ 余暇時間
- 2 2 : 0 0 ~ 就寝



※イメージ

費用はどれくらいかかるの？

①家賃

- ・地域柄や建物の構造によって、かかる費用が様々です。
- ・国からの1万円の家賃補助があります。
- ・市町村による家賃補助が受けられる場合*1もあり、国の家賃補助を除いた残額の2分の1の額*2が支給されます。

*1 市町村からの家賃補助については、市町村民税非課税世帯に属する者が対象となります。
(生活保護世帯に属する者、千葉市、船橋市、柏市を除く)

②食費（朝・夕食分）

- ・ホームごとに、朝食・夕食の金額が設定されています。
- ※昼食を提供するホームは、その分の金額も設定されています。

③水光熱費（電気・ガス・水道代・通信費）

- ・入居者の人数で分割して、支払います。

④日用品費

- ・トイレトペーパーや手洗い用石鹼など、共同で使う物

⑤その他

- ・日中活動時の昼食代、通院するための医療費・同行費、外出時のお小遣いなど

海匠圏域のグループホームの利用額目安

項目	※各項目の金額はあくまでも参考程度の目安です。 全てのホームがこの通りではありません。
家賃	15,000～35,000円 ※土地柄や建物により異なります。 国から10,000円の家賃補助 市町村から家賃補助を受けられる場合もあります。
食費	16,500円 (例：朝200円、夕350円=550円×30日)
水光熱費	12,000円
日用品費	2,000円
その他	通院同行費、金銭管理費等ホーム毎に設定しているもので、かかる金額も変わります。
合計	38,500～58,500円



○他の圏域の費用について

- 市町村やグループホームによって、
月に掛かる費用は異なります。
- 見学に行った際など、
必ず費用面を確認するようにしましょう。



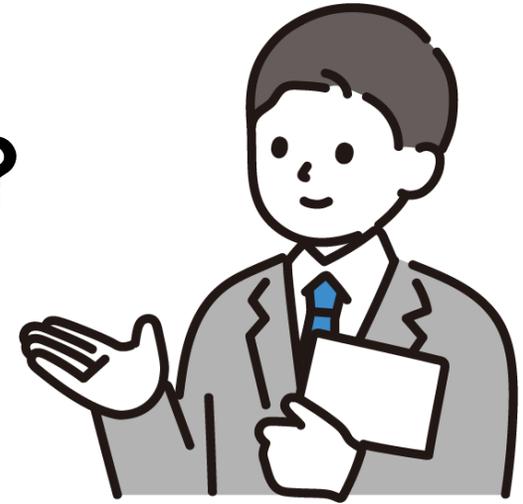
グループホーム入居までの流れについて

- ①住所地の市町村の窓口にご相談。
- ②障害支援区分の認定を受けます。
- ③指定相談支援事業所と契約し、相談支援専門員にサービス等利用計画を作成してもらいます。
- ④指定相談支援事業所からサービス等利用計画書が提出された後、審査会を経て福祉サービス受給者証が届きます。
- ⑤グループホームの見学・体験利用
- ⑥体験利用後、グループホーム内での検討会
- ⑦グループホーム事業所と入居契約
- ⑧グループホームでの生活スタート！



○グループホーム見学・体験時のポイント

- ・ 部屋や共有スペースの広さ、使いやすさ
- ・ グループホームが建っている場所
⇒電車やバスが利用しやすいか？
コンビニやスーパーなどが近くにあるか？
- ・ 入居者、世話人はどんな人なのか？
- ・ 入居後、自分に必要な支援が受けられるか？など



※実際に入居した後の生活のイメージをしながら、見学や体験入居をしてみてください。

千葉県内のグループホーム設置状況について

○千葉県（令和5年3月31日現在）

	グループホーム			生活ホーム	
	事業所数	住居数	定員	住居数	定員
合計	613	2,022	10,282	33	128

【全体合計】

- ・事業所数： 646事業所（昨年度より+40）
- ・住居数： 2,055ヶ所（昨年度より+214）
- ・定員数： 10,410名（昨年度より+1,410）

※千葉県障害者グループホーム等支援ワーカー調べ速報値



千葉県障害者グループホーム等支援事業について

- ・平成16年7月「第3次千葉県障害者計画」作成時に設置された「障害者グループホーム等あり方研究会」での提言をもとに、平成17年10月より開始。

○事業目的

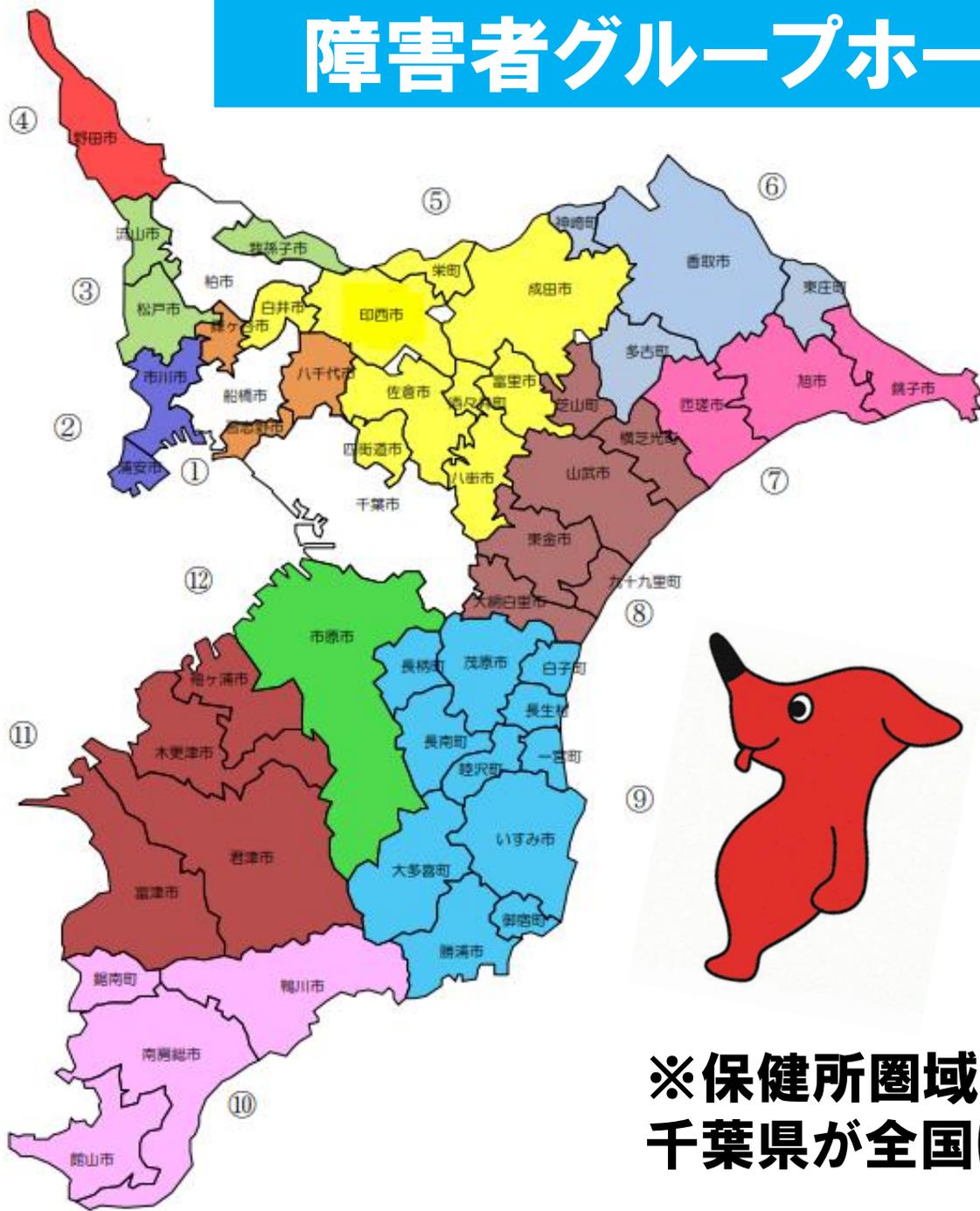
- ・障害者グループホーム等（生活ホーム・ふれあいホームを含む。以下「グループホーム等という。」）の**バックアップ体制の強化を図り、**グループホーム等で生活する**障害者の生活の質の向上**と施設入所者、在宅障害者等のグループホームを利用した**地域生活への移行の促進を図る**ことを目的とする。



つまり…

障害者の地域移行を促進するため、グループホームの質と量を整える。

障害者グループホーム等支援事業設置状況



①	まるっと	⑦	海匠ネットワーク
②	がじゅまる+ (プラス)	⑧	さんネット
③	えるあいサポート	⑨	長生ひなた
④	NOMAD (ノマド)	⑩	ひだまり
⑤	すけっと	⑪	君津ふくしネット
⑥	香取障害者支援センター	⑫	いちはら福祉ネット

※保健所圏域ごとに「支援ワーカー」を配置(現在12名)。
千葉県が全国に先駆けて創設した、千葉県にしかない事業です。

業務内容について

① グループホーム等に関する相談支援

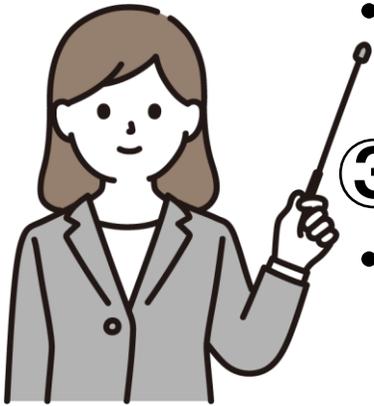
- ・入居者や現場職員からの相談
 - ・グループホーム入居を支援する方からの相談
- ※市役所・相談支援事業所・医療機関・通所系事業所など
- ・グループホーム入居希望者（本人・家族）からの相談

② グループホーム新規開設希望者に対する開設支援

- ・グループホーム制度や開設までの流れの説明
- ・グループホーム見学や運営事業者との意見交換の場の設定

③ 地域におけるグループホーム相互の協力体制の整備

- ・圏域障害者グループホーム等連絡協議会、管理者会、世話人研修会を開催し、グループホーム事業所同士の横の繋がりの構築や課題の共有を行う

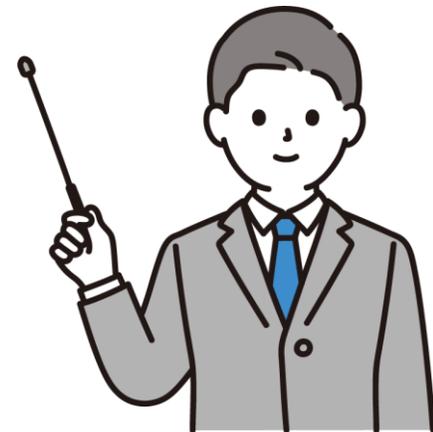


④グループホームの情報収集・分析・提供

- ・圏域内のグループホーム等の空き情報や新規開設情報の把握
- ・グループホーム等へ定期訪問を行い、研修会やイベント情報の提供
- ・入居者の生活の様子等の把握

⑤グループホーム制度の普及・啓発

- ・グループホーム講座、大会の運営
- ・家族会、特別支援学校、精神科病院などでグループホーム制度の説明
- ・広報活動（圏域毎の広報発行やグループホーム等支援事業連絡協議会発行「暮らしを拓く」に、グループホームに関する情報を掲載）



令和4年度活動状況について（県GHW調べ）

【相談実績】

No.	支援対象者	支援実人数	支援延べ回数
1	管理者	1,744	3,883
2	入居支援者	1,247	2,624
3	その他（※2）	904	2,123
4	サービス管理責任者	980	2,119
5	入居希望者	631	1,926
6	各圏域グループホーム等連絡協議会（※1）	559	1,507
7	入居者	269	764
8	開設希望者	288	696
9	法人職員（事務等その他の部署）	217	369
10	世話人・生活支援員	157	248
	計	6,996	16,259

（※1）各圏域グループホーム等連絡協議会または準ずる団体等。

（※2）民生委員、近隣住民、各種団体等。

No.	支援内容	支援延べ回数
1	情報共有	8, 925
2	日程調整	1, 266
3	空室情報提供	1, 213
4	入居希望者支援	904
5	その他（※3）	844
6	会議	796
7	事業所直接支援	669
8	入居者直接支援	551
9	グループホーム制度説明	519
10	開設・増設支援	419
11	グループホーム等支援事業説明	92
12	その他の制度説明	61
計		16, 259

（※3）関係機関からの講師依頼。圏域特性の説明。その他暮らしの相談など

No	対応方法	支援延べ回数
1	電話・メール・ファックス	12,737
2	訪問	3,081
3	来所	441
	計	16,259

※各支援ワーカーは、業務用の携帯電話を持っており、外出先でも電話相談に対応しています。

No.	支援対象者	支援延べ回数
1	グループホーム等	6, 590
2	障害福祉サービス事業所	1, 746
3	千葉県（障害福祉）	1, 724
4	各圏域グループホーム等連絡協議会	1, 462
5	当事者（入居者・入居希望者）	1, 084
6	市町村（障害福祉）	764
7	その他	739
8	病院	494
9	入居支援者	409
10	開設希望者	367
11	千葉県（委託等を含む）その他の機関	335
12	家族	323
13	市町村（その他の機関）	118
14	不動産・大家・ゼネコン	95
15	警察・消防・土木事務所	9
	計	16, 259

【相談の分析】

相談件数が全般的に増えた理由として、グループホーム等支援ワーカーが入居先や支援体制づくりに積極的に動いていたことがわかります。

近年、千葉県の計画を大きく上回るペースでグループホームが増えています。障害者の人口から考えるとグループホームの需要があるはずなのに、満室にならないグループホームも増え始めています。

それは、障害のある方々のニーズに応えられるグループホームが少ないからです。

これからは「本当に必要とされるグループホーム」が求められ、

「支援の質」が事業存続の明暗を分ける時期に突入したと言えます。



ご清聴ありがとうございました。

